

安全対策管理規程

株式会社*****

制 定 平成26年 9月 1日

社長承認	個人情報保護 管理者

第1条 目的

本規程は、当社の、個人情報を含む当社の業務上取扱われる情報資産（以下「情報資産」という。）に関する安全対策を行う上での基本項目を定め、情報資産が安全に守られることを目的とする。また、以下の下位手順書及び細則を、本規程にて統括する。

- (1) 安全管理細則（管理者用）
- (2) 安全管理細則（ユーザ用）

第2条 適用範囲

本規程は、下記の者（以下「従業者」という。）に適用する。

- (1) 役員並びに社員
- (2) 契約社員、派遣社員等
- (3) パート、アルバイト
- (4) 社内にて作業する外部委託者

第3条 用語の定義

本規程及び下位の細則及び手順書における次の各号の用語の意義は、それぞれの各号に定める。本規程で定めのない個人情報保護に関する用語は、別途定める「個人情報保護基本規程」による。

- (1) 安全管理責任者：
当社の物理的及びシステムの安全のための管理責任を有するもの。システム管理者を任命：兼任する。
- (2) システム管理者：
安全管理責任者から任命され、当社のコンピュータ・ネットワーク・システムに関する管理を行うもの。
- (3) 執務室：
一般事務や情報処理作業等を行うための、原則として訪問者の出入を禁じた区切られた部屋をいう。
- (4) セキュリティエリア：
システム開発：受託：顧客サポート：顧客管理業務を行う専用の施錠可能な部屋をいう。
- (5) アクセス制限：
特定のフォルダの参照及び変更許可権限を指し、特定のウェブサイトへのアクセス及び変更許可権限についても同様とする。
- (6) 管理者特権：
当社の管理する情報機器の管理を行うことができる特権を指し、基本的には“administrator”又は“root”等による管理者権限を言う。

第5条 管理者の責務

当社における情報資産の安全管理について「安全管理細則（管理者用）」に定め、安全管理責任者が実施する、または、それぞれの管理者に指示する。

第6条 利用者の責務

当社の従業者は、別途定める「安全管理細則（ユーザ用）」を遵守する。また、別途定める「個人情報保護基本規程（教育）」で定める教育を受けなければならない。

第7条 報告

安全管理責任者は、当社の情報資産保護に関する運用状況を、個人情報保護管理者に報告する。その時期は、別途「個人情報保護基本規程（見直し）」に定める見直し時期の1ヶ月前とする。

第8条 罰則

当社のコンピュータシステム及びネットワークを利用するものは、本規程を遵守しなければならない。万が一本規程に違反することがあった場合、別途定める「就業規則」に則って処罰される。

第9条 規程等の制定及び改廃

本規程の制定及び改廃は、個人情報保護管理者の承認を得て行う。

付則

制定：平成26年 9月 1日 初版